骨髄移植ドナー支援事業補助金を新設

市では、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、市民の方が骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）となり、骨髄などの提供のため通院・入院した場合、ドナーおよびドナーを雇用している事業所を支援する事業を4月から始めます。

対象

1）**ドナー**　日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を4月1日以降に完了する市内在住の方

2）**雇用事業所**　上記の方を6カ月以上継続して雇用している事業所

補助額

1回の骨髄などの提供につき7日を上限として、ドナーは1日につき2万円、雇用事業所は1日につき1万円

補助対象

健康診断、骨髄などの採取準備および採取ほか

申込方法

骨髄などの提供完了後、必要書類を窓口に提出する必要があります。詳細は事前にお問い合わせください。

申込・問合先　健康推進課　☎35-3160

健康診査は中学3年生から受診可能

～25歳以下の方は健診の自己負担金が無料に～

市では、これまで18歳から39歳までの方に行っていた健康診査を、今年度より中学3年生からに引き下げて実施します。また、25歳以下（平成4年4月1日生まれ～平成15年4月1日生まれ）の方は、健診時の自己負担金を無料にします。

ぜひ、この機会に健診を受けて自分の健康状態を確認しましょう。

▶高校生や大学生など、学生の方は夏休み中に健診を受けることもできます。中学3年生以外の年齢の方は申し込みが必要です。電話での申し込みも受け付けます。

中学3年生には、6月中に市から全員に受診案内をお配りしますので申し込みは不要です。

若い年齢の方の健康診査・・・

高血圧や脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病を成人の病気だと思っていませんか？市の健診結果では、10代や20代の若い方にも、コレステロールや尿酸値で正常値を超える方が多いことが分かってきました。生活習慣病予備軍が増加する中で、若い年齢の皆さんも健康診査を受診して、自分の体の状態を知りましょう。

申込・問合先　健康推進課　☎35-3160

岐阜県後期高齢者医療制度「保険料軽減措置見直し」のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料は、一律負担の「均等割額」と所得に応じた「所得割額」の合計を個人単位で算定しています。平成29年度の保険料から、この両額の特例による軽減措置を下記のとおり見直すこととなりました。今後も安心して当制度を利用いただくための改正にご理解をお願いします。

①保険料「所得割額」の軽減

平成２９年度分の保険料「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が５８万円以下の方の「所得割額」軽減割合は、一律５割軽減から一律２割軽減へ変更されます。

平成28年度	5割軽減
平成29年度	2割軽減
平成30年度	軽減廃止

②被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

平成２９年度分の保険料「均等割額」軽減割合は従来の９割軽減から７割軽減へ変更されます。なお保険料「所得割額」の負担はありません。

平成28年度	9割軽減
平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません）。

③保険料「均等割額」の軽減

（2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡げます）

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成28年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）
8.5割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	改正あり　「33万円（基礎控除額）＋27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯（26.5万円→27万円へ）
2割軽減	改正あり　「33万円（基礎控除額）＋49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯（48万円→49万円へ）

●均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除１５万円（６５歳以上の方のみ適用）を差し引いた金額となります。

● 軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

問合先　県後期高齢者医療広域連合　☎058-387-6368
市民課☎35-3003